

第10回岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会会議録

日 時 平成16年4月5日(月)午後2時02分～午後4時14分

場 所 真壁町総合福祉センター

会議次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 報告事項
(1) 報告第22号 平成15年度岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会予算予備費充用及び予算流用について
4. 協議事項
(1) 協議第40号 条例・規則等の取扱いについて(案)
(2) 協議第41号 一部事務組合等の取扱いについて(案)
(3) 協議第42号 国民健康保険事業の取扱いについて(案)
(4) 協議第43号 高齢者福祉事業の取扱いについて(案)
(5) 協議第44号 児童福祉事業の取扱いについて(案)
(6) 協議第45号 学校給食の取扱いについて(案)
(7) 協議第46号 新市建設計画の基本方針(案)について
5. その他
6. 閉 会

出席委員(36名)

会 長	平 間 小四郎								
副会長	飯 島 輝 信	中 田 裕							
委 員	大 崎 正 昭	山 田 耕 一	大 関 浩	持 田 信 乎					
	橋 本 位知朗	川 那 子 秀 雄	上 野 征 一	仙 波 信 綱					
	大 関 哲 英	島 田 安	田 谷 忠 一	柴 山 延 子					
	横 山 幸 夫	宇 田 昭 美	小 林 正 紀	潮 田 新 正					
	大 塚 秀 喜	市 村 惇	山 中 聖 敏	西 岡 延 廣					
	飯 山 正 昭	小 河 原 圭 子	勝 田 順	鈴 木 正 教					
	勝 田 顕	鈴 木 好 史	増 田 俊 夫	廣 澤 光 一 郎					
	今 井 房 之 助	飯 島 義 邦	皆 川 曼	井 坂 美 輝 子					

代理出席(1名)

岡 田 克 幸(藤咲康二代理)

欠席委員(2名)

笠 尾 卓 朗 小 林 正 俊

午後2時02分開会

横田事務局長 定刻となりました。

ただいまから岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会を開会いたします。

会長あいさつの前に、委員の委嘱がございましたので、ご報告を申し上げます。

まず、最初に、退任されました委員をご紹介します。

岩瀬町の篠崎 宏委員、同じく岩瀬町の齊川芳男委員、同じく岩瀬町の川島雄一郎委員、同じく岩瀬町の田山照夫委員、それから、真壁町の大山佳功委員、それから、県関係でございますが、茨城県県西地方総合事務所長、安 義治委員、それから、同じく茨城県関係で茨城県企画部地域計画課長、福田敬士委員。

以上7名の方が退任されました。ご指導まことにありがとうございました。

続きまして、新たに就任をされました方々をお一人ずつご紹介を申し上げますので、ごあいさつをよろしくお願ひしたいと思います。

岩瀬町議会議長、橋本位知朗様、よろしくお願ひいたします。

橋本委員 このたびの岩瀬町の議会議長に就任いたしました橋本位知朗と申します。期数は4期目で、岩瀬町羽黒駅前に住んでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。

横田事務局長 同じく岩瀬町議会副議長、川那子秀雄様、よろしくお願ひいたします。

川那子委員 川那子でございます。今回の選挙で副議長を拝命いたしました。合併協議会の委員としてどこまでやれるか、非常に勉強しませんと発言もできませんが、よろしくご指導のほどお願ひ申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

横田事務局長 同じく岩瀬町議会議員、上野征一様、よろしくお願ひいたします。

上野委員 岩瀬の上野征一です。何分にも、合併協初めてですので、これから勉強しまして、追いつけ、追い越せで、皆さんとともに新桜川市誕生のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

横田事務局長 同じく岩瀬町議会議員、仙波信綱様、よろしくお願ひいたします。

仙波委員 岩瀬町の仙波でございます。よろしくお願ひいたします。前に川島先輩議員のピンチヒッターとして何回か出させていただきました。今回、岩瀬町の委員長としてお世話になります。よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

横田事務局長 真壁町議会議員、市村 惇様、よろしくお願ひいたします。

市村委員 市村でございます。先般来、議会の推薦を得まして、桜川市の大命をあずかったわけでございますが、今後よろしくひとつお願ひします。

横田事務局長 続きまして、茨城県県西地方総合事務所長、大崎正昭様、よろしくお願ひいたします。

大崎委員 このたびの定期異動によりまして所長を拝命いたしました大崎と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。県政運営上、この市町村合併というもの、最重要課題の一つというように認識をしております。もとより微力ではございますが、専心努力いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

横田事務局長 それでは、本日は欠席されておりますが、茨城県企画部地域計画課長、笠尾卓朗様。

以上でございます。

今後ともご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、次第2、会長あいさつ、平間会長にごあいさつをお願いいたします。

平間会長 新年度に入りまして、岩瀬町議会議員選出ということで、ただいまご紹介ありましたように、新しい委員として、協議会として、あと1年お世話になるわけですが、3町村こぞって、悔いのない合併に持ち込みたいと考えております。今までの経過等を踏まえながら、皆さん方の力強いご協力を心からお願いを申し上げます、あいさつにかえさせていただきます。

きょうは本当にご苦労さまでございます。ありがとうございます。

横田事務局長 本日の協議会には、大変お忙しい中、茨城県議会議員、加倉井昭喜先生にもおいでをいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご報告申し上げます。

本日の会議出席者数は、委員38名中、出席者36名ですので、会議は成立いたします。

続きまして、次第3の報告事項に入るわけですが、ここからは協議会規約第10条第2項の規定によりまして、平間会長に議長をよろしくをお願いいたします。

平間会長 それでは、会議に入る前に、会議運営規程第7条第2項の規定によりまして、会議録署名人を指名したいと思いますが、会長の方から指名してよろしいかどうか、お諮りをいたします。

指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平間会長 ありがとうございます。

それでは指名をいたします。岩瀬町の大関 浩委員、真壁町の宇田昭美委員、大和村の鈴木正教委員、以上3名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

3番の報告事項に入ります。

報告第22号 平成15年度岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会予算予備費充用及び予算流用についてを報告いたします。

事務局の説明を願います。

市塚事務局次長兼庶務班長 1ページをお開き願います。

報告第22号 平成15年度岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会予算予備費充用及び予算流用についてご報告いたします。

平成15年度岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会予算において、予備費充用及び予算流用をしたので、岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会財務規程第5条の規定によりまして、別紙のとおり報告をいたします。

2ページをお開き願います。

予備費充用及び予算流用の報告書となっております。

まず、予備費の充用でございますが、一番上の会議費の11節需用費、こちらにつきましては、協議会用の賄い、お茶代になりますが、こちらの不足によりまして、予備費から3万円を充用してございます。

次に、予算流用でございますが、上から2番目になります、会議費の13節委託料、こちらにつきましては、会議録作成委託料の不足によりまして、事務費の11節需用費の印刷製本費の方から18万8,000円を流用してございます。

それから、その下の事務費の11節需用費の消耗品でございますが、こちらも不足によりまして、同じ節の印刷製本費の方から23万9,000円を流用してございます。

それから、その二つ下の14節使用料及び賃借料でございますけれども、複写機の使用料の不足によりまして、12節役務費の方から18万3,000円を流用してございます。

以上、ご報告いたします。

平間会長 ただいま事務局の方からご報告がございました。こういうことでお願いしたいということでございますので、一応報告ということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

続きまして、協議事項に入ります。

議案第40号 条例・規則等の取扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

大吉調整班長 条例・規則等に取扱いについてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

調整方針案を朗読説明いたします。

「条例・規則の制定、施行に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、合併後に支障をきたさないよう整備するものとする。」

以上が調整方針案でございます。

4ページをお開きください。

条例・規則・規程・規約などは2町1村で1,193本、それに、筑ろく地方学校給食組合の40本を加えて、1,233本が例規集に登載されております。これらは新市の発足時にはすべて効力を失うこととなりますので、新市の条例・規則などの整備が必要となります。

次に、施行の方法による区分をごらんください。

調整方針案に基づき整備しました条例・規則などは、ここにあります区分に従い制定・施行することとなります。

一つ目といたしまして、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるものでございます。これらにつきましては、従来の条例・規則などはすべて効力を失うこととなりますから、新市発足時に必要なものを新たに制定し、施行させるものでございます。

二つ目は、合併後、逐次制定し、施行させることとするものでございます。これらにつきましては、市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの、例えば、議員のみに提出権のある条例や、各行政委員会の規則、あるいは新市の発足時には必要ない条例・規則などといったものは、合併後、逐次制定し、施行させるものでございます。

三つ目は、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるものでございます。新市の条例・規則などが制定されるまでの暫定措置として、従来一定の地域に施行されておりました条例・規則などを新市におきましても引き続き施行させるものでございます。

説明は以上でございます。

平間会長 以上、事務局からの説明がございました。

これについてのご質疑をいただきたいと思っております。

ご質疑もないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第40号 条例・規則等の取扱いについて、これを承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

平間会長 ありがとうございます。全員賛成でございます。一応承認することにいたします。

続きまして、議案第41号 一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

大吉調整班長 一部事務組合等の取扱いについてご説明いたします。

5ページをごらんください。

調整方針案を朗読説明いたします。

1 筑ろく地方学校給食組合は合併の前日をもって解散し、新市に引き継ぐものとする。

2 筑西広域市町村圏事務組合については、岩瀬町・真壁町及び大和村は合併の前日をもって脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。

3 筑北環境衛生組合については、岩瀬町及び大和村は合併の前日をもって脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。

4 県西総合病院組合については、岩瀬町、真壁町及び大和村は合併の前日をもって脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。

5 茨城県市町村総合事務組合については、岩瀬町、真壁町及び大和村は合併の前日をもって脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。

6 茨城租税債権管理機構については、岩瀬町、真壁町及び大和村は合併の前日をもって脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。

7 下館市外4カ町村及び一部事務組合等公平委員会については、真壁町、大和村及び筑ろく地方学校給食組合は合併の前日をもって脱退し、新市において公平委員会を設置するものとする。

8 笠間市、西茨城郡町村公平委員会については、岩瀬町は合併の前日をもって脱退し、新市において公平委員会を設置するものとする。

以上が調整方針案でございます。

6ページ、ごらんください。

筑ろく地方学校給食組合につきましては、構成町村の真壁町・大和村が合併し、共同処理しておりました学校給食及びこれらに附帯する事務は、新市の事務として行われることとなります。組合は合併の前日に解散し、財産及び債務、一般職の職員につきましても新市に引き継がれることとなります。

7ページをごらんください。

ここに記載されております各組合は、岩瀬町・真壁町・大和村の2町1村と他の市町村が一部事務組合を構成しているもので、合併の前日に2町1村はそれぞれの一部事務組合から脱退し、合併の日に新市として再度加入することとなります。

8ページをごらんください。

公平委員会は、人口15万未満の市町村及び組合は条例により必ず設置しなければならないとされており、また、他の地方公共団体と共同で設置もしくは事務を委託してもよいということになっております。下館市外4カ町村及び一部事務組合等公平委員会から

真壁町・大和村及び解散する筑ろく地方学校給食組合は合併の前日に脱退し、笠間市・西茨城郡町村公平委員会から岩瀬町が脱退し、新市において新たに公平委員会を設置いたします。

説明、以上でございます。

平間会長 ただいま事務局からの説明がございました。

この一部事務組合等の取扱いについて、ご意見がございましたらひとつご意見をいただきたいと思えます。

お諮りをいたします。

ご質問もないようですので、議案第41号 一部事務組合等の取扱いについて、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

平間会長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

はい。

上野委員 事務組合につきまして、岩瀬の給食センターはどのようになっているのですか。

平間会長 ここにうたわれたとおりでしょう。

上野委員 いや、うたっていないでしょう。岩瀬の給食センターのことは全く触れてないようですけれども、どうなのですか。大和と真壁は合併して新市に引き継ぐと……。

平間会長 いや、今までも合併してるんだから、大和の中で、一緒にやっている。

上野委員 岩瀬の給食センターはどういう扱いになるのかということ。

横田事務局長 岩瀬の給食センターにつきましては、町の固有の事務といえますが、町の機関ですので、この際は一部事務組合ということで、複数の町村で設置されているものについてご協議をいただいたわけですので、当然、今度は岩瀬の給食センターと、それから、真壁、大和の一部事務組合の給食センターは、同じ新市の給食センターの事務として取扱うようになると思えます。

上野委員 二本立てでやるということ……。

横田事務局長 今度、組織及び機構の中で、それは統合して、一つの給食センターと。事務所は二つになるか幾つになるかわかりませんが、事務所管は新市の一つの給食センターの事務ということになります。

平間会長 いかがですか。

上野委員 はい、結構です。

平間会長 ありがとうございます。

それでは、41号の件については全員賛成ということで、承認することにいたします。

続きまして、議案第42号 国民健康保険事業の取扱いについての案でございますが、事務局からの説明を願います。

大吉調整班長 国民健康保険の取扱いについてご説明申し上げます。

9ページをごらんください。

調整方針案を朗読いたします。

1 国民健康保険の税率については、合併する日が属する年度は9町村による不均一課税とし、次年度以降は均一課税とするが、急激な負担増加が生じないよう新市において調

整する。

2 国民健康保険の納期については、合併時に統一する。ただし遡及課税納期については、真壁町・大和村の例による。

3 賦課方法の医療分については現行のとおりとし、介護保険分については真壁町・大和村の制度に統一する。

4 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。

5 出産、葬祭に関する給付については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。

6 人間ドック助成については、合併時に再編する。

以上が調整方針案でございます。

現在、合併の日は平成17年の3月31日までとなっておりますので、合併の年度は16年度になりますので、「合併の翌年度」とは平成17年度からということで、17年度から保険料を統一するという方針でございます。

10ページをごらんください。

賦課方法につきましては、医療分は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式でございますが、介護保険分については、岩瀬町が2方式、真壁町・大和村は4方式となっております。

税率につきましては、医療分、介護分ともに相違がございます。

保険税につきましては、1年にかかる医療費を予測し、そこから被保険者が病院で支払う一部負担金や国からの補助金を差し引いた残りを被保険者が負担するもので、町村ごとに予測する全体の医療費により算定しております。

ちなみに、平成14年度の1人当たりの医療費を比較いたしますと、岩瀬町が29万3,708円、真壁町が30万1,193円、大和村が28万1,344円となっております。また、一般会計からの繰入金も税率に影響しております。統一に当たりましては、2町1村の国民健康保険会計の状況を考慮しながら、最新の医療費データにより算出することになりますが、被保険者の急激な負担増加とならないよう、調整に努めるという方針でございます。

11ページをお開きください。

納期についてですが、岩瀬町では6期、真壁町・大和村では8期で行っております。納期については合併時に8期に統一するものとし、遡及課税については真壁町・大和村の例により実施することになります。

賦課方法については、医療分については3町村とも4方式で実施しておりますが、介護保険分につきましては、岩瀬町が2方式、真壁町・大和村は4方式で実施しております。医療分については現行のとおりとし、介護保険分については真壁町・大和村の4方式に統一することになります。

12ページをお開きください。

国民健康保険運営協議会につきましては、合併時に再編いたします。

出産、葬祭に関する給付につきましては、出産育児一時金については3町村とも同額となっておりますが、葬祭費については、岩瀬町で5万円、真壁町・大和村では2万円となっております。岩瀬町の制度に統一することになります。

国民健康保険事業として、人間ドックの助成を3町村とも行っておりますが、岩瀬町で

は受診する施設によって助成額が異なります。真壁町・大和村では一律となっております。脳ドック助成については、大和村で実施しており、岩瀬町では16年度から実施する予定となっております。国民健康保険事業については、合併時に再編することになります。

説明は以上でございます。

平間会長 ただいま事務局の説明がございましたが、議案第42号につきまして、説明のありましたとおり、これを承認することに賛成の方の……。

はい。

大関(哲)委員 医療分の税率の問題ですけれども、資産割が岩瀬23%、大和が44%、倍ぐらい違いますね。こういう大きな差のものをどういうふうに調整するのかというのと、それから、急激な負担増というのは、やりますと、どこの町村が負担増になるのですか。皆さん非常に関心のあるところだと思うのです。

平間会長 今まで一番安いところに……。

大関(哲)委員 違う。この計算、均一課税にするといったとき、どういう方式になるのか。ただ単なるここでぱっとう言われても、よくわからない。それから、介護保険の部分は資産割、平等割、岩瀬はない。これを入れるという話になると、それぞれの町村はどういうふうに変わるのかということをやってやらないと、それぞれの町村の住民は、どうなるんだおれのところかと。そこで、ここに「急激な負担増が生じないよう」というふうにわざわざうたっているから、これをよく説明しておいた方が私はいいいんじゃないかというふうに思って質問をしたというよりは、どういうふうにやるんですかねということだけを伺いしておきたいというふうに思ったわけです。

平間会長 これは小委員会で決めたのですか。専門部会……、幹事会でね。

事務局でわかりますか。

横田事務局長 急激な負担増加ということですが、現在のままで調整をしていきますと、岩瀬町さんが若干高くなるのかなというように思います。

それで、一体それはどのくらいになるんだというようなことですが、新市の財政計画の中でも、一体どのくらい繰入金ができるのかと、新市から。それらをもとにしませんと、今急に幾ら幾らというような金額は、大変申しわけないですが、専門部会でも協議はいたしてありません。

ただ、大前提として、ここにも書いてございますように、急激な負担増は生じさせないというようなことで今後調整がなされるものと思います。

大関(哲)委員 こういう部分についてははっきり明示してくれた方が一般住民は非常にありがたい。普通の人、我々もよくわかりませんから、やはり、こういう負担増とか何かなんていう文章を書くようなときは、それぞれちゃんとしたデータを出して了解を得るようにした方が、住民に対するサービス精神の一環だろうというふうに私は思うわけです。

ここに「急激な負担増が生じないよう」という、生じないようにするのは当たり前なのですが、わざわざ「急激な」なんていうことをね、なら書かない方がいいですよ。

平間会長 いずれにしても、17年度、来年度の予算編成に向かっては、どのぐらいの、3町村で持ち出すということだろうと思うのですが……。

大関(哲)委員 はっきりこういう形になるんだという説明さえしてやれば、これ金がかかるものからしょうがないですけれども、単なる文章でぱっとうやっちゃって、なか

なか大変だろうなというふうに思っただけです。

平間会長 今年度中に結論は出ると思うのですが、なるべく早目に、答えが出るとしたら、この委員会に諮るべきだと思いますので、こればかりではなくて、ほかのものもあると思いますので、よろしくひとつお願いします。

ほかにご意見ございませんか。

なければ、お諮りいたします。

議案第42号 国民健康保険事業の取扱いについて、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

平間会長 賛成全員。ありがとうございます。可決することに決定をいたします。

続きまして、議案第43号 高齢者福祉事業の取扱いについて（案）でございますが、議題といたします。

事務局の説明を願います。

大吉調整班長 高齢者福祉事業の取扱いについてご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

調整方針案を朗読いたします。

1 敬老事業及び金婚記念事業については、合併時に再編し、式典は旧町村単位で実施する。

2 長寿祝金及び徘徊高齢者位置情報提供サービスについては、合併時に廃止する。

3 ねたきり老人等介護者激励金給付事業については、合併時に統一する。

4 高齢者福祉タクシー利用料金助成事業及び福祉巡回バス運行は合併時に再編する。

5 老人福祉センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

以上が調整方針案でございます。

14ページの現況の欄をごらんください。

敬老事業につきましては、大和村は15年度は休止いたしました。2町1村とも70歳以上の高齢者を対象に式典を実施し、記念品を贈呈しております。

金婚記念事業につきましては、岩瀬町におきましては、式典及び祝賀会を催し、記念品を贈呈しております。真壁町は敬老会の式典のときに記念品及びお祝い状を贈呈しておりますが、大和村では実施しておりませんでした。

合併時にこの二つの事業を再編し、敬老会の式典は旧町村単位で実施し、金婚記念事業は真壁町の方式により敬老会のときにあわせて行うという方針でございます。

長寿祝金は、真壁町に3年以上居住し満85歳以上の高齢者に、年1回7,000円を給付する事業でございます。

15ページをお開きください。

徘徊高齢者位置情報提供サービスは大和村のみが実施しておりますが、使用しているシステムが古くなり、また、現場検索を民間業者が行うため利用者にかかなりの負担がかかることになっておりました。こちらは現在利用者はございません。

以上二つの事業は、合併時に廃止するという調整案でございます。

ねたきり老人等介護者激励金給付事業は、真壁町・大和村で実施しておりますが、大和村は対象者に要介護認定3の高齢者のいる世帯も含んでおりましたが、合併時に統一し、要介護認定4、5の高齢者のいる世帯にするという調整案でございます。

高齢者福祉タクシー利用料金助成事業と、次の16ページにございます福祉巡回バス運行につきましては岩瀬町のみの制度でございますが、合併時に巡回バスの運行を充実させる方向で再編するという調整案でございます。

岩瀬町高齢者センター、真壁町総合福祉センター、大和村いこいの家、それぞれの運営管理につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎます。

説明は以上でございます。

平間会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見等をいただきたいと思います。ご質疑願います。

はい。

仙波委員 敬老事業ですが、いろいろなパターンですけれども、これをそれぞれ単独で継続するという今説明だったですね。ただ、内容がそれぞれ違うので、これは統一したのがいいと思うのですが。

大吉調整班長 内容は統一した上で、開催場所を各旧町村単位で行うということで、そういう方針でございます。

仙波委員 そうすると、統一する内容はどれのパターンになりますか。

大吉調整班長 まだそこまでは決定しておりませんので、対象者の年齢等は大体88歳、100歳ということなのですが、記念品の額等を今後調整していかなくてはならないということでございます。

全体の対象者は70歳以上ということと、それから、記念品の額、それから、アトラクション等の内容については統一して実施するという事です。

仙波委員 はい、わかりました。

平間会長 そのほかにご意見。

はい。

大関(哲)委員 福祉巡回バスですけれども、合併時に再編するというのは、新しい市のところで全部の地域を、現在の大和、真壁もやりますということなのですね、これは。再編するという、この意味合いですけれども。

横田事務局長 充実再編といったから、そうだね。

大関(哲)委員 そういうことですね。

そして、前のアンケート調査が何かについても、こういう巡回バス充実してくれというようなことがあったので、この「充実」というのは、1路線に週3回のことが、それよりは毎日というふうに考えるのですか、ちょっと聞いておきたい。

横田事務局長 「充実」という表現の内容ですけれども、まだそこまでは踏み込んだ調整はしておりません。

それから、もとに戻りますけれども、福祉巡回バスにつきましては、現在岩瀬町さんで行っております。それから、真壁町でも福祉センターにマイクロバスがございまして、これも町を巡回していると。形態は岩瀬と真壁随分違いますけれども、これらを総合的に調整するというようなことで、回数あるいは経路、便数、そういったものをすべて今後調整をしていくということでございます。

大関(哲)委員 真壁にも書いておけばよかったのではないですか。

横田事務局長 いわゆる真壁は福祉巡回バスというような表現のものではないものです。

から。

大関（哲）委員 福祉巡回バスでなくたって、やってるんだから、何も名前を別にあと一つ書いておけば、岩瀬だってやっていますよという話になる。

横田事務局長 例えば、ここに書いてありますように、岩瀬さんにつきましては岩瀬町総合福祉センターを中心に週4回、火曜日から金曜日運行4路線、それから、1路線につき週3回運行というような、大変細かい基準みたいなものがあるわけですが、真壁町ではそれから比べますとこういった細かい基準がないものですから、あるいはまた市民講座、こういったものの送り迎えもしておりますので、それらも含めて今後調整をしましょうというようなことになっています。

平間会長 はい。

川那子委員 福祉バスについては調整をするということですが、岩瀬ではタクシー助成事業があるのですが、こういう部分ではどのようになるのか。

それと、福祉バスは利用者は無料ということになっているわけですが、そこら辺の考え方をお伺いしたいと思います。

横田事務局長 お答えを申し上げます。

調整内容の4番でございますけれども、先ほど申し上げました福祉巡回バスの運行、これとあわせて高齢者福祉タクシー利用助成事業も実施するということですので、今後、福祉タクシー、巡回バス、両方について再編をして検討していくというようなことですので、よろしく願いいたします。

川那子委員 わかりました。

平間会長 ほかにございませんか。

はい。

飯山委員 徘徊高齢者の位置情報サービスですが、大変いい事業をおやりだなと、時代に即応したものをおやりだなと思っていましたが、今回合併時に廃止と書いてあるので、もったいないなと思ったのですが、どんな議論がされましたか。

大吉調整班長 こちらのシステムですけれども、GPSを利用すると一応書いてあるのですけれども、現在のものと違いまして、今ですと、持って歩いている方の位置がほとんどどこかまで特定できるのですけれども、このシステムはそこまでいっておりませんで、いなくなったというのがわかると。それから、探すのに民間の業者に委託して探さなくてはいけないというシステムで、利用してくださる方に個人負担がかかってしまうシステムですので、一たんこれは合併時に廃止して、新しい市になりまして、新しいGPS、今現在最新のシステムを利用してまた始めることがすぐにできるということでしたので、今回廃止という方針になりました。

飯山委員 とりあえず今回は廃止だけでも、今後発展的に考えていきたいという考え方ですね。

では、結構です。ありがとうございました。

平間会長 ほかにご意見ございませんか。

ご意見もないようですので、お諮りをいたします。

議案第43号 高齢者福祉事業の取扱いについて、この案件について賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

平間会長 賛成全員。承認することに決定をいたします。ありがとうございました。
続きまして、議案第44号 児童福祉事業の取扱いについて（案）でございますが、事務局からの説明を願います。

大吉調整班長 児童福祉事業の取扱いについてご説明申し上げます。

17ページをお開きください。

まず、調整方針案を朗読いたします。

- 1 児童手当及び児童扶養手当については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 放課後児童対策事業については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- 3 母子家庭養育手当金については、真壁町の制度で新市に引き継ぎ、手当金については大和村の額とする。
- 4 交通遺児手当については、合併時に真壁町の制度に統一する。
- 5 福祉医療助成については、合併時に大和村の制度に統一し、所得制限を設けて実施する。

6 児童館については、新市に引き継ぎ合併時に再編する。

以上が調整方針案でございます。

18ページをお開きください。

18ページに記載してあります児童手当、それから、19ページから20ページにかけて記載してあります児童扶養手当につきましては、3町村とも同一に実施しておりますので、現行のとおり新市に引き継ぐこととなります。

20ページをお開きください。

放課後児童対策事業につきましては、岩瀬町のみで実施しております。この事業は、共働きしている家庭の小学校1年生から3年生を対象に、放課後及び長期休業期に空き教室等を利用して、その児童を預かるという事業です。現在は岩瀬小学校で実施しております。こちらの事業につきましては、合併時に岩瀬町の制度に統一することとし、真壁、大和地区でも実施するという方針でございます。

21ページをお開きください。

母子家庭養育手当金につきましては、真壁町と大和村で実施しております。実施主体は、真壁町は町で実施しており、大和村では社会福祉協議会が実施主体となっております。手当金につきましては年額1万円と同額ですが、2人目以降の子女に対して、真壁町が3,000円、大和村が5,000円となっております。母子家庭養育手当金につきましては真壁町の制度に統一し、額につきましては大和村の額とする方針でございます。

22ページをお開きください。

交通遺児手当につきましては、3町村で実施しております。岩瀬町では小・中学校の入学時及び中学校卒業時にそれぞれ3万円以内で支給しており、真壁町、大和村では遺児一人につき月額で支給しております。実施主体は、真壁町が町、岩瀬町、大和村では社会福祉協議会が実施主体となっております。交通遺児手当につきましては、真壁町に交通遺児基金があり、合併後もこの基金を活用するため、真壁町の制度に統一することとなります。

続いて、乳幼児の福祉医療助成についてでございますが、こちらは3町村で実施しております。岩瀬町、大和村では外来自己負担助成を行っております。また、大和村は所得制

限を撤廃して、その部分が特例乳幼児助成という分でございます。福祉医療助成につきましては大和村の制度で統一し、所得制限を設けることにより特例乳幼児助成はなくなりませんが、大和村の申請方式で実施することになります。

23ページをお開きください。

岩瀬町と真壁町で児童館を設置しております。管理運営については、岩瀬町は行政区に管理運営を委託しておりますが、真壁町では管理人を委託しております。児童館につきましては新市に引き継ぎ、管理運営については合併時に再編することになります。

以上で説明を終わります。

平間会長 ただいま説明が終わりました。

皆さん方のご意見をいただきたいと思います。

仙波委員 母子家庭養育手当と交通遺児手当の、方針は真壁町さんの方針でよろしいと思うのですが、実施主体が町になっていますね、そうしますと、新市になったときに、市が実施主体になるのですか。私、こういった事業は、逆に社協あたりにやっていただいて、行政体としては触れないでおいたのが、より健全性を図れるのかなという気はするのですが、いかがでしょうか。

横田事務局長 お答えを申し上げます。

今、委員さんおっしゃられたとおりだと思いますが、現在、社会福祉協議会でも、3町村の合併に向けた準備が進められております。それですので、ほかの協議項目にもございましたけれども、新市になりました際、当面といいますか、1年間ぐらいをめどに、それは新市で実施して、やがて社協が合併相なった時点で、もう一度交通整理をして、社会福祉協議会がやるのが望ましいというものは、統一合併相なりました社会福祉協議会と調整をしていくというようなことで分科会では決定をされております。

仙波委員 そうしますと、今の説明ですと、社協は新市ができた後からついてきて合併という考え方ですか。同時的に合併していくのではないのですか。

横田事務局長 それも、今後、近々、関係する社会福祉協議会の会長さん、ちょうど町村長さん、ここは3人の町村長さんがイコール会長ということでございまして、その打ち合わせをするようなことになっておりますので、その動向も見なければならぬのかなというように思います。ただ、専門部会では、先ほども申し上げましたように、新市の合併が早いのかなというようなこともございまして、それでは当面、1年間ぐらいになると思いますけれども、その際は新市で先ほどのような事務事業を行いまして、1年間の調整期間を経て、それから社会福祉協議会にお願いをしようかというような感じでございました。

仙波委員 わかりました。

大関(哲)委員 ここに書いてある事項ですけれども、今、事務局長の方が言いますように、協議会ですか、町村内の。そのときに細かいことが出てこういう結果になったという報告だけだと、どういう経過でこういうふうになったということがわからないわけです。ですから、ある面では、重要な問題についてはこういう検討があって、こういう結果になったという、コメントというのですか、そういうやつをつけてくれた方が我々も理解しやすいし、ただ結果だけがぼーんと出て、その中のいわゆる検討過程とか全然わからないわけです。ですから、このところに注釈でも何でもいいですから、そういうことをちょこっと書いていただけないでしょうか。そうすれば我々も理解がしやすいということで、結果

だけがぼーんと出たのではなかなか理解しがたいところもあるということでございますので、できればそういうふうをお願いをしたいと。要望でございます。

横田事務局長 お答えを申し上げます。

ただいまの件につきましては、今後の専門部会の方をお願いをしまして、その経過ですが、そういったものもお出しするようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

平間会長 ほかにご意見。

飯山委員 今、大関委員の言われたのに共通するかもしれませんが、例えば、福祉医療助成ですけれども、大和村さんに統一すると。ただし所得制限を設けると。こういうようなことですけれども、当然、何か条件がいいから財政負担はふえると思うのですが、そういう議論は、計算をして、これだけふえるというようなことは財政的にはどういうふうな議論をされているのか。何か、いろんな調整はいいのだけれども、格好いい調整だけしちゃって、財政負担が伴わない。多分、大関さんのおっしゃるようなことも、そういう過程の中で、そういうことも記述していただくと我々としても安心できるわけですけどね。格好のいい調整だけしちゃって、後で財政負担はそっちだよというようなことないようにしていただかないといけないかなと。済みませんが、そういうようなことでございます。

平間会長 来年度の予算編成に当たっては、こういう問題をことしじゅうにみんなクリアしておかないと、17年度の予算編成に当たっては大変だなと思っておりますので、すべて合併後に統一するよという問題については、財政面もあわせて検討を加えながら、合併した後にやればいいんだというのではなくて、合併したらすぐにも執行に入らなければならない仕事がたくさんあると思っておりますので、その辺はよく財政と見合わせた合併の制定に向けて、慎重に、しっかりした内容で進めてほしいということでございますので、よろしくひとつお願いしたいと思っております。

ほかにご意見等ございましたら。

はい。

上野委員 19ページあけてみてくださいか。一番上ですけれども、「父親と生計を共にしていない児童等の心身の健やかな成長をするため」とありますけれども、これは父親と生計を共にしていない子供だけではなくして、何で母親がここへ入ってこなかったのでしょうか。21ページの方には、「父母子」ということで入っていますね。それが何でこの児童扶養手当だけは母子家庭にだけしか該当しないのですか。聞くところによると、今まで3町村とも母子家庭なんだから今度もそのままなんだというようなことを役場の方で聞いてきたのですけれども。だれが考えても不公平だと思うのです。父親が子供を抱えて育てるといっては並大抵じゃないと思うのです。母親ばかりに手当をするのではなくて、もちろん交通事故なんかでお父さんが亡くなった場合には母子家庭大事にしなきゃならないでしょうけれども、今の若い夫婦というのは母ちゃん勝手に隣の父ちゃんとかかけちゃうようなのが間々ありますので、母子家庭ばかりじゃなくて、父子家庭も該当してもよろしいのではないかとと思うのですが、いかがなものでしょう。

大吉調整班長 児童扶養手当につきましては、こちらは国の制度でございまして、こちらは条文に従って記載したのですけれども、実際にこちらでは、母子家庭とその両親ともにいない祖父母の家庭だけが児童扶養手当を現在支給受けられるそうでございます。

上野委員 国の制度だから父子家庭はこのまま、お父さん大変であっても愛の手を差し伸べられないということですか。新市の合併でこれから理想的な市がスタートするのであれば、公平性を保つためにも、父子家庭も該当して当たり前だと思いますけれども。

平間会長 県の方で、こういう問題に対しての指導というのはどういう考えですか。

藤咲委員 確かに、今ご質問ありましたように、離婚して、お母さんと子供の部分は支援が受けられて、お父さんと子供の部分は支援が受けられない、男女平等のことからいけば、お父さんと子供の家庭でも受けられるべきだと、こういうご質問だろうと思います。この点につきまして、私も福祉の方に聞きませんと、これ国の制度だということなので、ここは確認してみませんかとわかりません。今現在ではちょっと私も即答できないのが実態でございます。ただ、ご質問の趣旨はそういう趣旨だろうと、これは理解しました。

平間会長 これは委員会としては、一応国の定めにとったものをここに出したということだと思うのです。これを今度新市になって、今言われたような意見を取り入れるか、入れないかは、一応今回はこれで承認してもらって、この後の委員会でもよく協議してもらおうという方法がいいのではないかと思うのです。

どうですか。

上野委員 皆さんがいいのではしょうがないでしょうね。

仙波委員 いや、たまには、事務方へ戻して、練り直して、もう一度上げ直させるといふこともあっていいと思いますよ。今回はこれで通しましょうではなくて、この分に対してはもう少し検討し直せと。なかなか素直に会長の……。

平間会長 これは事務局ではなくて委員会。

仙波委員 委員会でもね。やっぱりそういう緊張感が時にはあってもよろしいかと思えます。

大関(哲)委員 これ出すときに、国の制度なら国の制度というふうに書いておいてください。そして、各町村がそれに上乘せするといったときは、その上乘せの部分はこうなってますというふうに書いてもらえば、もう少し理解が早いだろうと思うのです。国の制度と町村の上乗せ制度を一緒に議論したのでは、なかなか困っちゃいますから、国の制度はこうですと、それに市町村としてはこういう制度を上乘せしていますと、そういう仕切りをしてください。

今井委員 大和でまだ全然発言してないが、岩瀬の人らは極めて建設的な意見なんだから、これは十分検討して、合併前に解決できることは解決した方が私はいいと思います。

平間会長 ほかにご意見ございませんか。

一応、今回の場合はこれで認めてもらって、あとは小委員会で再度協議してもらって、合併までには、こればかりではないと思うのです、合併してからというものがたくさんありますから、その中またもう一度洗い出して、合併時には即執行に入れるような、そういうものを一つでも多く洗い出しをかけて合併に結びつけていくという、そういう方法が大事なのかなと思います。

大変ご意見も出たようでございますが、議案第44号 児童福祉事業の取扱いについて、今回はこれでひとつお認めをいただいて、後の専門部会でよく今回の意見をやってほしいなど、そういう声が多いものですから、ひとつその方向で専門部会の委員の皆さん方にもご協力をいただきたいと思います。

それではお諮りいたします。

議案第44号 児童福祉事業の取扱いについて、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

平間会長 全員賛成。ありがとうございました。承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第45号 学校給食の取扱いについてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

大吉調整班長 学校給食の取扱いについてご説明いたします。

24ページをごらんください。

調整方針案を朗読いたします。

1 学校給食センター及び業務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、給食費及び給食内容については、合併時に統一する。

2 学校給食運営協議会については、合併時に再編する。

以上が調整方針案でございます。

25ページをお開きください。

調理方式につきましては、それぞれの給食センターで異なっております。岩瀬町立学校給食センターは、昭和45年1月から給食を開始し、平成16年3月1日現在、1日当たり2,389食分を調理しております。一方、筑ろく地方学校給食組合は、平成4年4月に建てかえまして、平成16年3月1日現在、1日当たり3,088食分を調理しております。職員数は、岩瀬町は一般職の職員数が14名、給食組合の一般職の職員数は15名となっております。ほかに、県の栄養職員がそれぞれ2名ずつと、臨時職員がおります。

26ページをお開きください。

給食費につきましては、幼稚園児で200円、小学校児童で100円の差がございます。献立等を検討の上に、給食費は合併時に真壁、大和の額に統一するという方針でございます。

給食費の徴収方法につきましては、岩瀬町では園・学校単位で現金徴収しており、給食組合では口座振替を行っておりますが、現金徴収の方が未納者が少ないということで、さらに今後調整を進めてまいります。

次に、給食の主食の内容につきましては、岩瀬町では、米飯が週3回、パンが1回、めん類が1回となっております。給食組合では、米飯は週2回と週3回の週が交互にございまして、平均2.5回、パンは1.5回、めん類が1回となっております。

物資の購入先につきましては、主食はどちらも財団法人茨城県学校給食会となっており、副食につきましては、それぞれの契約業者からとなっております。

以上の給食内容についても、合併時に統一するという方針でございます。

配送の方法につきましては、岩瀬町は業者に委託しており、給食組合では直営で行っております。こちらは現況のまま新市に引き継ぎます。

学校給食組合では、これまで、予算・運営等の審議のため組合議会がございましたが、合併後は新市の事務に包含されるため、岩瀬町にございます運営審議会を再編いたします。

以上で説明を終わります。

平間会長 ありがとうございました。

この件についてご質疑をいただきたいと思います。

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議案第45号 学校給食の取扱いについて、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

平間会長 ありがとうございます。全員賛成でございます。したがって、議案第45号につきましては承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第46号 新市建設計画の基本方針（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

藤田計画班長 それでは、議案第46号 新市建設計画の基本方針（案）についてご説明いたします。

新市建設計画の協議につきましては、第4回の協議会において、新市建設計画の策定方針についてご承認をいただき、実際の策定作業に入ってまいりました。これまでに基礎的調査といたしまして、各町村の総合計画の検証や、町村長インタビュー、職員アンケート、住民アンケート等を行いました。これらの結果をもとに本日の案を作成してございます。その間には、企画・財政分科会、企画・総務専門部会、幹事会において協議をしていただいております。

それでは、資料も枚数が多く、時間もかかると思いますので、概要とポイントのみ説明させていただきたいと思っております。ご了承いただきたいと思っております。

別冊の資料をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

1の序論についてご説明いたします。

(1)の合併の必要性といたしましては、少子高齢化による人口構造変化への対応、生活圏の拡大に応じたまちづくり、効率的な行財政運営と財政基盤の強化、地方分権時代に対応した地方自治の実現の4項目にて、まとめてございます。

2ページをお開きください。

合併の効果といたしましては、広域的な観点からのまちづくり、効率的な公共施設の整備と相互利用、広域で効果の高い施策の3項目にて、まとめてございます。

3ページをお開きください。

2の新市建設計画の性格といたしまして、(1)新市建設計画の趣旨、(2)新市建設計画の位置づけ、(3)新市建設計画の構成、4ページに移りまして、(4)新市建設計画の期間及び区域、(5)住民意向の反映の5項目にて、まとめてございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りいただいて、(3)新市建設計画の構成をご説明させていただきます。

本計画は、新市建設の基本方針、新市建設の根幹となるべき事業、新市の公共的施設の統合整備、新市の財政計画の4項目にて構成されております。

本日は、新市建設の基本方針についてのご提案ということになりますので、よろしくお願いたします。

5ページをお開きください。

3の新市の概況についてご説明いたします。

(1)の位置と地勢でございますが、本地域は、茨城県の中西部に位置し、総面積17

9. 78平方キロメートルになること、北、東、南の三方を山々に囲まれ、平野部の中央を桜川が南下し、多くの湖沼を有していること、石材業や農業など地域資源を活用した地場産業、基幹産業が息づいていることなどがまとめてございます。

6ページをお開きください。

岩瀬町・真壁町・大和村の概要といたしまして、3町村の地勢、文化、歴史、産業について記載しております。

7ページをお開きください。

(2)の人口構造でございますが、平成12年の国勢調査では、総人口は5万334人、総世帯数は1万3,240世帯となっております。ここでは、将来の総人口・総世帯数の推計及び高齢者人口と年少人口について注目し、まとめてございます。

8ページをお開きください。

(3)の交通環境でございますが、本地域は、西側に東北自動車道、東北新幹線等が、東側には常磐自動車道、常磐線などの基幹交通に近接しており、それらを連結する国道50号及び水戸線が横断する構造になっていること、今後については、北関東自動車道の整備及びつくばエクスプレスの開通により、人と物の流れが大きく変化すること、また、筑西幹線道路や石岡・下館線のトンネル化などの整備が進んでいることなどがまとめてございます。

9ページをお開きください。

(4)の産業でございますが、石材業が古くから発展しており、石材等の伝統産業をつくり上げていること、農業においても米を主要作物とするほか、西部では小玉スイカなどの畑作が盛んなことなどがまとめてございます。

11ページをお開きください。

(5)の歴史・文化・レクリエーションでございますが、桜川を初めとした河川や湖沼などの水辺環境は、住民の憩いの場となっていること、地域を囲む山々が自然環境を形成し、レジャー環境として楽しむことができること、数々の古刹・名刹や、古い町並みも残る歴史豊かな町になっていること、謡曲「桜川」などの伝統芸能や地域に根づいた祭り、イベントなども多いことなどが記載されております。

12ページをお開きください。

12ページ及び13ページには、4、新市建設における住民意向について記載しております。こちらは第7回の協議会においてご報告いたしましたアンケート結果についてまとめたものでございます。

14ページをお開きください。

5の新市として飛躍するための課題についてでございますが、(1)の関連計画の整理といたしまして、3町村の総合計画における将来像が記載してございます。

15ページをお開きください。

こちらは、国・県の関連計画における本地域の位置づけでございます。

16ページをお開きください。

(2)の課題として、7項目にて整理してございます。

経済基盤の再構築といたしましては、基幹産業である農業や石材業などの地場産業の振興のために、生産基盤・経営基盤の安定や後継者対策が求められている。また、物・金が

地域内において動く経済循環の仕組みが必要になっております。一方、広域交通ネットワークの整備にあわせて、観光振興や新産業の創出が期待されているということでございます。

17ページをお開きください。

暮らしよい都市機能・生活基盤の整備といたしましては、良好な都市環境と生活環境を目指し、地域特性に調和した土地利用を図ることが求められているということでございます。

環境共生社会への転換と伝統的景観の保全といたしましては、循環型社会への要請と自然環境の保全が社会潮流となっており、本地域においても、山、川、田園地帯の機能維持と自然環境に調和した環境共生型地域づくりが求められているということでございます。

18ページに移りまして、少子高齢化社会への対応といたしましては、少子高齢化社会の到来による人口構造変化の中、高度化・多様化した住民ニーズへの対応が求められているということでございます。

地域社会を支える人材育成といたしましては、だれでも、いつでも、どこでも学び、楽しみ合える生涯学習環境の充実が求められているということでございます。

19ページをお開きください。

周辺地域・研究開発機関との連携による地域ポテンシャルの強化といたしましては、広域交通ネットワーク整備による経済効果を想定した、社会基盤・地域資源の効果的な活用・開発が望まれているということでございます。

住民と行政による地域自治づくりといたしましては、地域特性や社会潮流、住民ニーズを踏まえ、多様な地域づくりへの対応が求められているということでございます。

20ページをお開きください。

現況・課題・発展方向のフローチャートでございます。

本地域の現況7項目、新市として飛躍するための課題7項目より、発展方法のキーワードとしまして、自立、調和共生、育成、連携、自治の5項目が導き出されます。

21ページをお開きください。

6の新市の発展方向についてでございますが、よりよい地域となるためのまちづくりの方向を次の5項目で示しております。

自立につきましては、地域資源を生かし、基幹産業の新たな展開や地域内経済循環の仕組みづくりを創造すること、伝統的技術の伝承・保存やコミュニティービジネスなど、地域の特性や課題に密着した産業を振興・創出することなどの5項目でございます。

調和・共生につきましては、暮らしよい都市機能・生活基盤の整備を進めるとともに、地域自然環境に調和した機能保全・景観保全の土地利用を図ること、資源循環の仕組みづくりとして、環境と共生したライフスタイルづくりを進めることなどの3項目でございます。

育成につきましては、人口構造の変化を踏まえた公共施設等の整備を進めるとともに、住民ニーズに対応した行政サービスを展開すること、多様化する社会環境に対して、健全で安心できる地域コミュニティーづくりへの支援を図ることなどの4項目でございます。

22ページをお開きください。

連携につきましては、道路ネットワークの整備により、広域的な人・物の移動性を確保

すること、川や山といった自然環境のつながりを生かし、広域的な自治体連携、自然環境保全、人的交流の機会創出を図ることなどの4項目でございます。

自治につきましては、住民と行政の協働による地域運営を目指し、住民参加の仕組みづくりから、住民自治の組織づくり、人材育成を支援・推進すること、効率的・効果的な行財政を推進するとともに、地域課題、住民ニーズに対応した行政サービスを展開することなどの3項目でございます。

23ページをお開きください。

7の新市の基本方針、(1)新市の基本理念についてでございますが、今までご説明をいたしました、新市の特性、課題により整理した新市の発展方向を実現するため、新市のまちづくりの基本理念を、「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市」といたします。

24ページをお開きください。

(2)重点プロジェクトについてご説明いたします。

新市の基本理念を早期に効果的に達成するための重点施策を、次の5項目といたします。

自立プロジェクトといたしましては、石を中心とした地場産業の拡大・新技術の開拓、地域内経済循環の仕組みづくりなどの6項目でございます。

調和・共生プロジェクトといたしましては、快適な都市機能・生活基盤の整備、環境共生型のライフスタイルづくりなどの4項目でございます。

育成プロジェクトといたしましては、人口構造の変化を踏まえた公共施設の整備・充実、コミュニティの安心・安全体制づくりなどの4項目でございます。

連携プロジェクトといたしましては、道路ネットワーク・公共交通サービスの整備、研究機関と連携した地域モデルづくりなどの3項目でございます。

自治プロジェクトといたしましては、市民主体の活動と自治の仕組みづくり、公共施設の適正配置などの5項目でございます。

25ページをお開きください。

(3)の新市の基本政策につきましては、基本政策・主要施策体系図を見ていただきたいと存じます。

基本理念の「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市」に基づき、先ほどご説明いたしました五つのプロジェクトが導き出され、各プロジェクトごとに主要施策を掲げました。

自立プロジェクトの主要施策といたしましては、農林業の振興、工業の振興、商業の振興、観光業の振興、新産業の育成の5項目でございます。

調和・共生プロジェクトの主要施策といたしましては、都市基盤の整備、居住環境の整備、上下水道・排水施設の整備、自然環境・景観の保全、資源循環の仕組みづくりの5項目でございます。

育成プロジェクトの主要施策といたしましては、健康づくりの推進、地域福祉の推進、高齢者福祉の推進、子育て支援の促進、学校教育の充実、学習・余暇活動の振興、芸術・文化活動の振興の7項目でございます。

連携プロジェクトの主要施策といたしましては、道路・交通の整備、広域行政の推進、まちの個性の活用の3項目でございます。

自立プロジェクトの主要施策といたしましては、市民主体の活動支援、協働のまちづくり、健全な自治体運営、男女共同参画社会の推進、安全・防災体制の充実の5項目ござ

います。

26ページをお開きください。

(4)の新市の土地利用基本方針についてご説明いたします。

新市における基本理念や重点プロジェクト、基本施策の実現に向け、新市の土地利用を五つのエリアに区分し、都市基盤整備や自然環境のバランスを考慮した適正な誘導を進めてまいります。

エリア区分につきましては、自然環境保全エリア、農業生産エリア、産業施設・工業エリア、商業系市街地エリア、住居系市街地エリアとなっております。

また、拠点区分といたしまして、レクリエーション拠点、歴史・文化拠点を設けております。

27ページをお開きください。

現在の土地利用現況図となっております。

以上で、新市建設計画の基本方針(案)についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

平間会長 ただいま新市建設計画について、案として事務局から説明がございました。

この案でよろしいかどうか、皆さん方のご意見をいただきたいと思えます。

はい。

飯山委員 今度住民懇談会をやりますね。この文章を見ますと、基本方針などを説明して云々と、こういうふうにあるのですが、ここで基本方針が決まることを前提にした、多分通知かなと。大変恐縮ですが、思うのですが、それはそれでいいのですけどね。ただ、基本方針というのは結婚みたいなものです、土台ですよ。その議論は地域の皆さんとしないと、前にしたのかもしれないけれども、いずれにしても、それも、もう決まったんだけど、これについて説明して、その中身について皆さんのご意見をという、ちょっと、どういうふうなその説明の仕方をするのか。住民の方から、それは基本的なことじゃないのと、そういうのを決まったから中身についてご意見を伺いたいというのは、ちょっと失敬じゃないですかと、こんなふうに言われる可能性もあるのかなという、これはあくまでも老婆心からですよ。何も私それがいけないと言っているのではない。そういうことが出たときに、どういうふうにお答えされるのか、考えていた方がよろしいのではないかなと、こういうことを一つ思います。それが第1点です。

それから、第2点は、きのうから建設計画読ませていただいているのですが、合併の戻る話をするつもりは毛頭ございませんで、誤解のないようお願いしたいのですが、まず、合併というのは一般的には、やっぱり、丸っこくとか、三角とか、面積を出せるような、普通合併ですよ。三角形にすると、町村の点を結びと、その中の面積は幾らでしょうというような感じのね。ところが、今回の3町村の合併は、言ってみれば線のような形ですよ。そうですね。それで、この図面を見た限りでは、環境保全地域になっている山を除きますと、まことに細長い桜川市と、まさに桜川の流域だけが一緒になったと、こういうような町、地形になりますね。

そこで、私も、そういう形の合併がどこにあるのかなと、これ一つ知りたいなと思ってインターネットで探したんだけど、よくつかまらなかったのです。ただ、そこで考えられるのは、桜川市、ここにもありますように、謡曲の「桜川」から、あそこを源流としてつ

くば市の方に流れていくわけですが、その流れていくこの桜川をどういうふうに活用するか。せっかく合併して、線の整理というのは、大体町村間で分断されて、なかなか整備の思想が整合しないですね。そのために整備の考え方が変わってくるので、きれいに整備されるというのは少ないですね。今度の合併は、そういう意味では、桜川自身もそうだし、それに沿った道路、あるいは観光の山並み、こういうのも一つの線で統一した整備がされていくのが期待される場所かなと思います。

何でそういうことを申し上げましたかといいますと、他の合併の地域にない、これは線の合併ですから、特徴的なものだと思うのです。そういう特徴的なものを活用していくことが、一つの、こんな形の合併だけど、何かおもしろくない合併だねと言われたとき、いや、そうじゃないんだよと、線による合併のメリットはこういうメリットがあるんだよというのを、少し建設計画の中にあらわしてくれると、私たちが何となく顔を上向いて歩けるのですけれどもね。何となく足し算したものだけでは物足りないなと。その辺が、これはコンサルに委託しておやりになったんではたっけ……(「はい」と呼ぶ者あり)コンサルと幹事会の方の議論の中で、そんな議論が果たしてされたのかどうか、もし、されたのだけれども結果としてこういうふうになったというなら、それはそれでいいので、そういう議論がご紹介できれば、少し紹介していただければありがたいと思います。

大変長い質問になって恐縮ですが、以上でございます。ありがとうございました。

平間会長 ほかに。

大関(哲)委員 この新市建設計画ですけれども、大体これはどこの町村にいてもこれで通用するのです。この3町の特徴的なことというのは余り出ていないのです。恐らく、これはほかの町村へ持っていっても、ちょっと変えれば、基本方針OKですよ。それで、先ほど飯山さんが言いましたように、これを懇談会に出しても、おれの区域はどういうふうになるんだろうかという意見は、住民からは出ますけれども、こちらから一つも言えません。ですから、この中の2、3のいわゆる主要施策、それから、公共事業の統合整備、財政計画、財政計画は別としても、主要施策というやつを提示しないことには、一般住民の方は理解できないのではないかと。ただ文章だけの話よと。それでは私は意味ないのではないかという感じがしないでもないわけです。ですから、主要事業というのはいつごろ出るのですかと、それが最大の関心事だろうと思いますし、それから、第6回か7回か忘れましたが、私、各町村の基本計画について、どういうふうに進んで、どういう点が問題があるんだと、それについて説明してくださいねというお願いはしているのですけれども、それについて一つも答えはなかったと。そのうちこういうものが出てきて、すぐ計画が上がってくるわけです。ですから、どうすれば一番よくなるんだろうかというのは、市町村の職員の方々が一番よくわかっているのだろうと私は思うのです。ですから、そういう忌憚のないご意見なり何なりは私は聞きたいなということでこの前からお願いをしてきたわけでございます。

それに、今度の主要施策をおつくりになるときに、12ページにアンケートが出ています。満足度が高い、低い。これに対してどういうふうな施策を打ち出すのか。そういう具体的な部分、なかなか具体的なことを出すのは難しいですけれども、そういうものを受けてどういう施策を打ち出すのかというのは、私は非常に重要なのかなというふうに思っているわけです。

それから、県の計画とか、15ページにありますけれども、この中に茨城県都市計画区域マスタープランで下館・結城の都市計画案が、この間、県としてマスタープラン案として発表されております。その中に岩瀬・真壁・大和のことについても触れられております。ですから、ここの県との関連計画の中にはそれも入れた方がいいのかなという感じがしないでもないわけです。ですから、先ほど言ったように、早く主要施策を提示して、ここへかけていただきたい。そして、その部分で、その計画というのは県に承認をもらうという話になっているはずですし、それから、県に対してどういう事業をやってもらいたいということも述べることになっています。ですから、マスタープラン的な計画は、先ほど言ったように憲法的な話で重要な話ですけれども、その具体的な部分を早めに出していただきたい。そしてそれを十分検討する時間をいただきたいと、そういうふうに願っているわけです。よろしく願いいたします。

平間会長 確かに、このプランでは、将来像、何やってるんだと言われるよ。これを描いたという、どこかの業者に頼んでつくったの……。

横田事務局長 願いはしてありますけれども、あくまでもサポートということですので、これは分科会、専門部会、幹事会で決定をされ、そして県にご協議申し上げたものをきょうご提案しているということです。

平間会長 じゃ、県が悪い。

横田事務局長 いやいや、そういうことではないです。3町村の分科会、専門部会、幹事会で決定したものをきょうご提案申し上げているということです。

平間会長 はい。

大関(哲)委員 私が言っているのは、これがだめだと言っているわけではないです。これは憲法的なものですから、これはいいでしょうよと。ただ、その後にくる主要施策なり主要事業というものをいつ出してもらえるのですかと、それが議論の対象になるところでしょうと私は言っているわけです。ですから、それを早目に出していただけるのでしょうかと。

それから、各町村の基本計画について、今までやってきた事業なり何なりについて、各町村の担当者から、今までこうやってきましたと、それから、今後どういう課題で、どういう事業が残っていますよと、そういうことをしっかりご説明をお願いしたいと、この前にもお願いしたから、そろそろやってもらえるのかなというふうに思っただけです。

平間会長 ほかにご意見。

はい。

皆川委員 この基本計画というのは、これでいいと思うのです。それで、ほかの合併するところを見ますと、例えば、常陸大宮市の場合は、本年の10月16日合併するのですが、その新市計画を出したのは3月中旬です。大体7カ月か6カ月前に出しているのです。ここの合併の期日は4月1日とすれば、少なくとも9月か10月には出さなければならないと思うのです。でないと言いが組めませんので。その辺さえはっきりしていれば、私は、この基本計画そのものは当たり前のことしか書いてありませんから、実際のいろいろな事業の計画に入ってくる新市計画がいつごろまでできるのかというのが皆さんの関心だと思っております。大関(哲)さんもそういうことを言いましたけれども、それは9月か10月までには必ず出すということなのではないかと、その辺お伺いしたいのです。

横田事務局長 お答えを申し上げます。

まず、主要事業、3人の委員さんから出ましたけれども、これらにつきましては、今後、専門部会あるいは分科会で検討されることとなりますが、その間、町村でのそれぞれの協議、あるいは、町村間での協議、これらをしていかなければ調整は図れないということを考えております。それで、一体いつ提案するのかということですが、これは合併の調印の前に協議会にかけるということですが、現時点では6月の合併協議会にはご提案を申し上げたいというように思っております。

皆川委員 そんなに早くできるのですか。じゃ、安心しました。本当は調印式の前に出していただければ一番いいです。ただ、今度の住民説明会では、なかなか、この具体的ではないのを出しても、余り意見は出ないかもしれませんが、やるということに意義があるなら、それはそれでいいのではないかと思います。

横田事務局長 住民懇談会での説明は、この基本方針と同時に、それから、今までの協議内容を説明してまいりまして、具体的な主要事業というのは、そのときはお示しできません。ですから、この方針を受けましての、住民の皆さんとの意見交換というような形で、その中にある一定の要望等も出てくるのかなというように考えております。

皆川委員 わかりました。

平間会長 要望が出てきたら、それにおこたえするの。

横田事務局長 いや、それは、そういうものがあったということで、また協議会の委員さん、あるいは、町村間で調整、あるいは、それぞれの町村で調整をしていただいて、一つの計画にするというようなことです。

大関(哲)委員 主要施策をやるときに、結局、合併特例債をどういうふうにするのかという財政計画があるとすると、そんなに簡単に、私はできるのかなと。建物を建てるのに、市役所を新しくつくるとのことだけは決定されているようですから、はい、それは35億、あるいは50億と、そんな大ざっぱな話ですね。大体規模をやってやるのでしょいうけれども。道路整備にしたって、どれぐらいかかるんだという、まあいろいろのあたりに聞くと、新しい道路をつくと1キロ7億というふうに言っていますけれども。そういうふうにやっていると、金の問題が必ず絡んできます。それが財政計画に絡んでくる。そうすると、6月なんていう話でね、出せるのかねという感じがするのです。非常に楽観的にできるというふうに言われていますけれども。私は、本当にやったら、予算組むのだって何カ月かかるわけでしょう、それを10年分やるのですから、そんなに簡単にはいかないだろうと思うのです。だから、早目に出していただいて、あるいは、ここでもいろいろ出して、皆さん地元の問題になってきますから、こうやってくれ、ああやってくれという要望がたくさん出るのだろうと思うのです。そうすると、それらの要望を入れてまたやるというと大変な作業になるのではないかと私は思うわけです。そして、少なくとも、やるときには図面に落とさなくてははいけませんね。皆さんに提示するときに、単なることこの区域と言ったってよくわかりませんから、やっぱり図面に落として皆さんに説明すべきだろうと私は思っています。

非常に言う方ですから勝手なことを言っていますけれども、まことに申しわけないのですけれども、それぐらい真剣にやって、皆さん真剣にやっていますけれども、恐らく時間がかかる話ですよ。ここで、皆川さんなり、私なり、飯山さん、県にいた職員だけがそ

んなことを言っていて何だよと言われますけれども、みんな苦労してきたからそんなことを言っているので、大変な仕事だと私は思っています。ですから、各市町村の職員の方、大変だろうと思いますけれども、十分間に合うようにやっていただきたいというふうに思っています。よろしく願いしたい。

横田事務局長 わかりました。

平間会長 ほかに。

廣澤委員 大和の廣澤です。

このたびの新市の建設計画、私も何回か読みましたけれども、非常に内容が各方面にわたっておりまして充実しているということで、この点については質問ではございませんが、織り込んでいる事業計画ですね、今後のいろいろ問題、課題があります、これをどう取り組んでいくかということが非常に重要な課題になると私も感じております。そういう中で、先ほどもいろいろと意見が出ましたが、この合併協議会に事業として今後提案されてくるという場合において、その内容の変更というのは非常に難しい面があると思います。

そういう中で、今後こういう形の事業計画というものは、先ほども専門部会、幹事会というものを通してこの協議会に提案されるということで、順序があります。そういう中で、今後、来年の3月が目標ですので、3町村の総合計画がございます、この総合計画の内容を十分事業計画として組み入れてくださるように、専門部会、幹事会で十分検討して、その点お願いしたい。内容的な面では本当にすばらしい文面だと思います。今後の事業計画にどう生かすかということが大変なことです、各町村の総合計画を、繰り返しますが、提案される場合には、よろしく組み入れてくださるようにお願い申し上げます。その点、会長さんのご意見を伺います。要望でいいです。

平間会長 この建設計画をつくる当たっては、県西事務所の所長を初め、これは大きい課題があると思うのです。これは県西地区だけの問題ではなくて、県南の考え方を、いかに我々の筑波山ろくという、研究学園都市というものの、今やっている事業、そして今、県西地区で一番大きい事業は何だと、北関東自動車道、そしてこれから始まる上曽トンネル、これによって、合併した暁には何年後にはこういう形ができるよと、学園ではこういう構想を持ってやっているよと、そういうものが一つもこれ信頼できないのだよ。ここだけの話ではないんだよ。筑波県南総合事務所としては、こういう計画を今進んでやっていますよと、そういうものをここへ入れなければ、県西地区で来ていても意味ないんだよ。私はそういうことがこの建設計画には、つくばを離しては考えられない地域なんだよ、ここは。そういうものを県同士で、水戸の方よりも、このつくば研究学園都市というところへ今までにどれだけの資本を投じて、来年秋にはもうエクスプレスできるでしょう、東京50キロ圏内の、今度成田からくる、どこだあそこ、牛久ではなくて、圏央道が入ってくる。飛行場もできてくる。北関東もできる。筑波山も一回りできるよと。そういうときに、この3町村が、岩瀬のインターと学園をどう結ぶんだとか、結ぶことによってどういう発展が考えられるとか、私はあると思うのです。そういうものを、ただ、下館が合併するから、ここが合併するからというのではなくて、隣の地域の発展性というものを、公共事業や民間企業がどれだけ投資しているのか、それによってこの地域がどういうプラス要因が起きてくるんだということぐらいは話してもらおうと、みんなも考えが新たになるのではないかと。そこらの計画を持ってきて見せてくれてもいいのではないかと思うんだよ。

大崎委員 これから、この計画については、地元の懇談会等で意見を聞いて、そういったものを踏まえて一つの考え方にして、県の方に協議もされるというように今私理解しておりますので、そういうような段階になればきちっとした考え方で、県とのすり合わせといたしますか、実際動かすとすれば、お金がどのくらいかかってくるのか、期間はどうかということが出てくるわけですから、そういうことをこれからやっていくわけですが、その材料となる地元の皆さん方の考え方、こういったものをきちっと一つのものにするということで、地元の懇談会で住民の皆様方の考え方を一つにまとめていくと、こういうような段取りになっていくのだらうというふうに思っております。

平間会長 反対だな。周りがこういうふうに変わってくるんだよ、だからこの地元も…
…。

大崎委員 それについては、いつでも、例えば、つくばエクスプレスの方がどうなっているのか、あるいは、百里飛行場の方はどのような進行状況になっているのかということ相談があれば、それはきちっと対処したいと思います。

平間会長 逆さまだよ。出したらよかっぺというんだよ。そしたらそれもたたき台の一つになるのではないかと。周りが変わるんだもの。

大崎委員 いずれにしましても、時間もそうそうあるわけではありませんので、一つのものをきちっとまとめていくことが必要ですから、だれがどうやるんだということではなくて、会として一体的にやっていきたいと思っておりますので。

平間会長 担当所長として、周りの状況も、この中へ、あらあらでもいいから出されると、参考意見としてくれれば、資料としてくれればいいのではないかと思う。

大崎委員 そういう意味で専門部会等があるわけですから、よく相談していきたいというふうに思います。

平間会長 何とかそういうことでご協力願いたい。

大崎委員 いずれにしましても、まとめることが大事ですので、どこが悪いんだとかということではなくて、一体的にやりたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

平間会長 そういう参考資料も必要だということを言っているわけだ。

それでは、ほかにご意見。

大関(哲)委員 この中に、序論のところでも書いているのですが、効率的な行政運営と財政基盤の強化、これ合併のいろいろな意味での大きな目玉です。それが後ろの重点プロジェクトに入るのか入らないのかわからないですけれども、そういうところが余りうたわれてないのです。ですから、そのところは、どういうふうにかかわりませんが、ちょっとは入っているのですけれども、大きな話ですから、行政の効率化なり、財政の問題とか、重点プロジェクトの中に、どこかへ入れておく必要があるのではないかという感じがするのです。どこでも初めは行政の効率化のために合併するんだとか、あるいは住民のサービスと、それはやはり行政の効率化の一つですから、そういう点が入っていないのではないかという感じがするのです。ちょっとは入っているのですが、やはり、大きな項目というのかどうか知りませんが、一つ大きな課題として中へ入れておく必要があるのではないかと感じました。後になって済みませんけれども。

平間会長 ほかにないですか。

仙波委員 行政マンの皆さんがいろいろ具体的にご指摘をされたので、私は議会の立場として一言苦言を呈しておきたいと思います。

確かにこれよくでき過ぎていて、オール5なのです、通信簿。味がないですね、皆さんご指摘のように。だからこそ、先ほどの児童福祉事業の中の児童扶養手当、なぜ母子家庭だけなんだという発想がない。行政マンの皆さんも、事務方の皆さんも、一生懸命やられていることは認めますけれども、緊張感と危機感がなさ過ぎると思います。これだけ一言苦言を呈しておきます。

平間会長 ほかにご意見ございませんか。

ご意見もないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第46号 新市建設計画の基本方針(案)について、この方向で、先ほどご意見も出たようですが、そういう出たご意見なども織りまぜながら、3地区の懇談会を開くということでございますので、それまでにはあらあんな、地域住民も明るい展望が開けてくるというような建設計画を説明できるような、そういうことになればと期待はだれもが持っていると思いますが、一応、本日は、ただいまのご意見等も含みながら、また、県の指導も仰ぎながら、議案第46号 新市建設計画の基本方針(案)について、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

平間会長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認することにいたします。

なお、最後の5番でございますが、その他の件について、ご意見があれば、ひとつご意見を出していただきたいと思います。

持田委員 県の方がおりますからお尋ねしたいのですが、どういう表現とったらいいでしょうか、教育行政区分と言った方がいいのかな、そういった点についてお尋ねします。

ご承知のように、岩瀬町は、教育行政区分から言うと、水戸教育事務所管内です。大和、真壁については県西教育事務所管内ということになるでしょう。今後合併したときに、まさか二つの教育事務所にまたがっているというようなばかな話はないと思うのですが、こういった区分については、どこでそういった方向性を示していただけるのか、あるいは、いつの時期ごろそういうことがなされるのか、そういうことをお尋ねしたいと思うのです。よろしくをお願いします。

藤咲委員 県内で20地域58市町村が合併に絡んでいるわけございまして、今のご質問は、県の出先機関等の所管の部分ですね、管轄区域という部分になるかと思えます。実は、4月からもう既にこの作業は取りかかるということで準備が進められております。それで、大きい、総合事務所云々という部分も将来的には出てくるのでしょうか。結局、所管として、県北、県南、県西、鹿行という総合事務所がありますが、そこまでの中はなかなか難しいだろうということで、まずは、今年度については、合併ができつつありますね、一番できつつあるのが大宮方面が一番出てきていて、10月に出てきていますが、これに間に合うように、全体的な所管の部分、暫定的な処理とするということになるのだろうと思いますが、検討していこうということで、4月から既にその検討会を立ち上げようとしております。

今、教育事務所のお話でしたが、そのほかにもっと関係しますね、土木事務所、それから土地改良事務所、もちろん、その他の関係する保健所、こういうものもあります。こういうものも全部一緒にやりませんと、教育事務所だけということではありませんので、今回の改正、いわゆる所管の検討会については、全庁を挙げてやるということになっております。この結果は、先ほど言いましたように、10月半ばごろまでにはきちっとしめさんと、合併に対応できませんので、若干の暫定処理になるかもしれませんが、そういう方向の芽出しをしようというような動きをしているところでございます。

平間会長 これは警察関連も。

藤咲委員 そうです。一緒に入っています。警察も入ります。

ですから、ちょっと言葉が言い足りませんでしたけれども、一つ、例えば、ここで合併しましたというときに、この半分がどこどこで、この半分がどこどこでと、こういうことにはならないように、もしもこれでしたら、この半分も含めて、こうこっちが見る、あるいは、こうこっちが見るといような感じで、一つの市町村を分けるというようなことは所管的にはおかしいというような方針で臨みたいと、こう思っております。

仙波委員 国もそうですか。

藤咲委員 国の方はまだ連携をとってないですが、一応、合併の動向につきましては、国の方の陸運事務所、そういうところには連絡してあります。

仙波委員 どういう……。

藤咲委員 県としてはこういう形で進めていますが、国の方でも対応方願いしますという情報提供です。ただ、その動きについて、どこまでということではちょっと……。

仙波委員 ちくはぐになるということはないんでしょう。足並みはそろうんでしょ、国と県は。

藤咲委員 ちょっとそこまで、今ここの段階でどうかなというのはお答えできないんですが。

仙波委員 我々は国のおどしに乗かってこうやってやってるんだよ。その国、県の代表であるあなたが説明できなかつたらおかしいじゃないか。

藤咲委員 県の方はそういうことで今明確にお話ししましたけれども、国の方とどうなのかということですね、これは調整してまいりたいと思います。

平間会長 よろしくひとつお願いします。

ほかに、その他の件でございますか、何かきょう聞いておかなくちゃだめだというのがあれば、ご意見いただきたいと思えます。

その他の件で何かありますか。

きょうは、忙しい中、県議会代表として、3町村の代表、加倉井先生もお見えでございますので、何か感じたことがあれば。

加倉井県議会議員 いいです、私は。きょうは十分勉強させていただきました。

平間会長 いいやどうも。

あとはないですか。

事務局の方ではないですか、その他の件で。

市塚事務局次長兼庶務班長 では、事務局の方から、お手元にお配りしております資料につきまして、若干説明させていただきます。

まず、平成16年度の合併協議会開催予定表ということで、本日第10回から8月の第14回まで、開催の予定日時、会場を載せたものをお配りしてございます。原則といたしまして、この日程で開催する予定でございますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一つ、平成16年度岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会名簿ということで、委員さんも変わりましたので、こちらお作りしてお配りしてございます。

平間会長 毎月の合併協議会、8月2日までの日程がお手元に示されました。この日程に従って今後も開催をしていくということでございますので、よろしくひとつご協力のほどお願いいたします。

ほかに何かないですか。

大和でないですか。

横田事務局長 済みません。合併協議会の開催予定につけ加えさせていただきますけれども、8月2日で終わりということではございませんで、この後も、報告するもの、あるいは協議するものがありました場合は、ご指導のほどよろしくお願いをしたいと思います。

平間会長 長時間にわたりましてご協議をいただきました。切りのいい第10回という、きょうはそういう協議会でしたが、皆さん方のご意見をいただきながら、また来月、大和村の方で、よろしくひとつご協力いただきたいと思います。

きょうは忙しい中、本当にご参加、ご意見、ありがとうございました。これをもって閉会といたします。

午後4時14分閉会

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会会議運営規程第7条第3項の規定に基づき、上記会議の顛末を録し、ここに署名、押印する。

会議録署名人

岩瀬町

真壁町

大和村